

平成21年度 和歌山県教育委員会特定事業主行動計画実施状況報告

和歌山県特定事業主行動計画(和歌山県教育委員会子育て支援行動計画)とは、平成15年7月制定の次世代育成支援対策推進法に基づき、和歌山県教育委員会が事業主として職員の子育て支援のために策定した行動計画です。

この行動計画に沿って様々な施策に取り組むことにより、全ての職員がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をより一層推進し、相互に支え合い、男女がともに子育ての喜びや楽しさを分かち合っており、次世代を担う子供を養育することができる明るい職場環境を、引き続きつくりたいと考えています。

今回の報告は、この行動計画に基づいて平成21年度に実施した取組状況を公表するものです。

本計画は、県教育委員会事務局及び県立の学校以外の教育機関の職員(以下「事務局等職員」という。)並びに県立学校の教職員(以下「教職員」という。)を対象とします。以下の表には、左側に和歌山県教育委員会子育て支援行動計画の項目、右側にその項目に対する平成21年度中の取組を記入しました。

該当項目(計画内容)	平成21年度中の取組
(1) 妊娠中及び出産後における配慮	
<p>ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について、周知徹底を図ります。</p> <p>イ 公立学校共済組合及び教育互助会による出産費用の給付、育児休業手当、掛金の免除等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。</p> <p>ウ 妊娠中の職員の健康や安全に関し、業務分担の配慮を行います。</p>	<p>ア 各所属の副課長等を対象に研修会を実施し、周知を行った。 毎月第1水曜日に、ノー残業デーの周知とともに、行動計画の説明及び和歌山県教育委員会子育て支援行動計画に関する制度について説明を行った。【事務局等職員】</p> <p>イ 広報紙及びホームページ等に登載し、周知徹底を図った。</p> <p>ウ 妊娠中の職員が所属している所属の所属長に対して、業務分担等の配慮を行うよう依頼した。</p>
(2) 子供の出生時における父親の休暇取得の促進	
<p>配偶者の出産に係る特別休暇制度の周知徹底を図り、取得の促進に努めます。</p>	<p>研修会や庁内メールにより、配偶者の出産に係る特別休暇制度の周知を行った。</p>
(3) 育児休業を取得しやすい環境等の整備	
<p>ア 育児休業及び部分休業に関する制度の周知徹底を図ります。</p> <p>イ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度、手続きについて説明を行います。</p> <p>ウ 所属長の研修会や校長会等において、育児休業制度等の説明を行い理解の促進に努めます。</p> <p>エ 人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用や臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。</p> <p>オ 公立学校共済組合が行う育児休業取得中の職員の子育てに関する電話相談や育児休業から復帰した職員のメンタル・ケア等の健康相談事業について、周知徹底を図ります。</p> <p>カ 育児休業を取得した職員が円滑に職場復帰できるための研修等の実施について、検討を行います。</p> <p>キ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援するため、育児休業中の職員に対し、本人の希望に応じて、広報紙や通達の送付等を行います。</p>	<p>ア 各所属の副課長等を対象に研修会を実施し、周知を行った。また、教育庁等全職員あてのメールにおいても周知を行った。</p> <p>イ 妊娠を申し出た職員に対して、個別に育児休業等の制度や手続きについて説明を行った。</p> <p>ウ 各所属の副課長等を対象に研修会を実施し、周知を行った。</p> <p>エ 平成21年度中に育児休業を取得した職員の代替要員として、任期付職員や臨時的任用職員を採用した。</p> <p>オ 左記健康相談事業について、職員研修を行ったときに資料を配布のうえ説明し、周知を行った。</p> <p>カ 育児休業を取得後、復帰した職員に対しての研修等を随時行えるよう備えた。</p> <p>キ 職員の円滑な職場復帰を支援するため、本人の希望に応じて、広報紙等を送付することができるよう備えた。</p>

該当項目(計画内容)	平成21年度中の取組
<p>(4) 子供の看護を行うための特別休暇の取得促進</p> <p>小学校就学前の子の看護に係る特別休暇の制度について周知徹底を図るとともに、希望する職員が取得しやすい雰囲気の醸成に努めます。</p> <p>以上のような取組を通じて、平成21年度までに育児休業等の取得率を、</p> <p>男性 80.0%</p> <p>(子供の生まれる前後の育児休業的な休暇の取得率を含む。)</p> <p>女性 99.0%</p> <p>とすることを目指します。</p>	<p>左記の子の看護に係る特別休暇について、各所属あて休暇等制度一覧を配布することにより周知を行い、各所属長に休暇を取得しやすい環境を作るよう依頼した。</p> <p><平成21年度の育児休業等取得率></p> <p>【事務局等職員】男性37.5%、女性100%</p> <p>【教職員】男性4.1%、女性100%</p>
<p>(5) 時間外勤務等の縮減</p> <p>ア 文書の配布等により、時間外勤務の事前命令の徹底と縮減を奨励します。</p> <p>イ 定時終業日を設定し、放送や電子メール等による周知徹底を図ります。</p> <p>ウ 定時終業ができない職員が多い部署を人事担当課が把握し、所属への指導を行います。</p> <p>エ 各職員の効率的な職務の遂行について、所属における適切な指導を図ります。</p> <p>オ 新たな事業・行事の実施については、効果や必要性等について十分検討するとともに、既存の事業・行事の見直しを図りながら進めます。</p> <p>カ 会議・打合せの内容を精査するとともに、電子メール等による効率化の工夫を行います。</p> <p>キ 災害等避けることのできない事由等以外によって、月45時間を超える時間外勤務を命じた所属長には、理由書の提出を求めるとともに、ヒアリングを行ってその削減を図ります。</p> <p>ク 小学校就学始期に達するまでの子供のいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。</p> <p>ケ 人員の適正配置をより一層進めます。</p>	<p>ア 時間外勤務の事前命令及び縮減を徹底するよう周知した。</p> <p>イ 毎月第一水曜日に庁内メールで定時就業するように促した。【事務局等職員】</p> <p>ウ やむを得ない時間外勤務が必要な場合を除き、定時終業をすることができない職員が多い所属に対して指導を行う体制を整えた。</p> <p>エ 校長会等の機会に、効率的な学校運営について指導した。【教職員】</p> <p>オ 新たな事業・行事の実施について、その事業・行事の効果・必要性を十分検討したうえで実施するよう徹底した。</p> <p>カ 校長会や学校訪問等の機会に、学校長に指導した。【教職員】</p> <p>キ 月45時間を超える時間外勤務を命じた所属長に理由書の提出を求めた。</p> <p>ク 各所属の副課長等を対象に研修会を実施し、周知を行った。</p> <p>ケ 各職場の状況を考慮しながら、適正な人員配置に努めた。</p>
<p>(6) 休暇の取得促進</p> <p>ア 職員が計画的に年次有給休暇を取得できるよう所属における指導に努め、職場の意識改革を図ります。</p> <p>イ 夏季期間(7月～9月)中に「ホリデープラン」(仮称)として、4日間以上の年次有給休暇の取得促進を図ります。【事務局等職員】</p> <p>ウ 夏季休業中に「ホリデープラン」を利用して、年次有給休暇の取得促進を図ります。【教職員】</p>	<p>ア 校長会や学校訪問等の機会に、学校長に指導した。</p> <p>イ 平成21年度においては、4日間以上の年次有給休暇の取得を促進するホリデープランを「7月～9月」中に実施し、休暇を取得しやすい環境を整えるよう努めた。</p> <p><平成21年7月～9月の年次有給休暇平均取得日数></p> <p>一人あたり 2.3日【事務局等職員】</p> <p>ウ 夏季休業中に年次有給休暇の取得促進を行った。【教職員】</p> <p><平成21年8月の年次有給休暇平均取得日数></p> <p>一人あたり 2.3日【教職員】</p>

該当項目(計画内容)	平成21年度中の取組
<p>エ 子供の予防接種実施日や授業参観日等における年次有給休暇の取得促進を図ります。</p> <p>オ リフレッシュ休暇の取得促進を図ります。</p> <p>カ お盆期間においては、会議の自粛を行うなど、休暇の取得促進に努めます。</p> <p>以上のような取組を通じて、平成15年度における年次有給休暇の平均取得日数年10.5日を平成21年度までに年13.0日とします。</p>	<p>エ より一層子育てに励むことができるよう職場全体で年次有給休暇を取得しやすい環境を整えるため、各所属あて年次有給休暇の取得状況を通知し、休暇の取得促進を行った。</p> <p>オ リフレッシュ休暇を取得することができる職員に対して、文書で取得を促す通知を行った。</p> <p>カ お盆期間においては、職員が休暇を積極的に取得できるよう配慮に努めた。</p> <p>平成21年度の年次有給休暇の1人あたりの平均取得日数は、</p> <p>【事務局等職員】7.7日</p> <p>【教職員】11.7日</p>
(7) 休暇制度の充実について	
<p>ア 「生後1年6月まで」の子を育てるための特別休暇について、取得期限の拡充に努めます。</p> <p>イ 子の看護に係る特別休暇について、「小学校就学前まで」とした取得期限の拡充に努めます。</p> <p>ウ 配偶者の出産に係る特別休暇について、「入退院の付き添い等」とした取得事由等の見直しに努めます。</p> <p>エ 妻の産前産後期間における男性職員の育児参加を目的とした特別休暇の創設に努めます。</p> <p>オ ボランティアに係る特別休暇について、「5日の範囲内の期間」とした取得日数及び取得対象活動範囲の拡充に努めます。</p> <p>カ その他、子育てに従事しやすい環境整備につながる制度の創設や現行休暇制度の見直しについて、関係機関との協議を進めます。</p>	<p>ア 取得期限を「生後3年まで」に拡充した。(H17年4月～)</p> <p>イ 取得期限を「中学校就学前まで」に拡充した。(H17年4月～)</p> <p>ウ 「出産時の付き添い、入院中の世話、出生の届出等の場合」を追加した。(H17年4月～)</p> <p>エ 妻の産前産後期間(出産予定日前後8週間(多胎妊娠の場合は、前後14週間))に、出産に係る子または小学校就学前の子の養育のため、5日の範囲内の期間で休暇を取得することができる制度を創設した。(H17年4月～)</p> <p>オ 取得日数を「1年につき7日の範囲内」に拡充し、対象範囲に「社会に貢献する活動で人事委員会と協議の上、任命権者が必要と認める活動」を追加した。(H17年4月～)</p> <p>カ 平成22年1月に和歌山県教育委員会子育て支援行動計画に係る会議において、関係機関と協議を行った。</p>
(8) 育児を行う職員の早出遅出勤務について	
<p>ア 育児を行う職員が希望した場合の時差出勤(早出あるいは遅出)制度の導入を検討します。</p> <p>イ すでに時差出勤を実施している所属にあっては、勤務時間の割り振りを検討します。</p>	<p>ア 育児に伴う時差出勤(早出遅出勤)制度を導入した。(H17年4月～)</p> <p>イ 時差出勤を実施している所属では、勤務時間の割り振りを行った。</p>
(9) 子供・子育てに関する地域貢献活動	
<p>ア ボランティアに係る特別休暇制度について周知徹底を図り、職員の参加を支援します。</p> <p>イ 小学校等における特別授業や子供が参加する学習会等の行事に職員を派遣し、専門分野を活かした指導を実施します。【事務局等職員】</p>	<p>ア 各所属の副課長等を対象に研修会を実施し、周知を行った。</p> <p>イ エキスパート職員派遣事業を行った。</p> <p>※エキスパート職員派遣事業とは、県教育委員会の専門職員及び県立学校の教員で専門知識や技能を有する者の中から、各所属長が認めた者を「エキスパート職員」として登録し、県内の市町村立小・中学校及び県立学校からの要請に基づき、「出前授業」を行うもの。</p> <p><平成21年4月～22年3月のエキスパート職員派遣回数> 計57回</p> <p><派遣した職員の所属></p> <p style="text-align: center;">〔スポーツ課、健康体育課、県立図書館、 紀南図書館、県立博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館〕</p>

該当項目(計画内容)	平成21年度中の取組
(10) 子供とふれあう機会の充実	
親子が参加できるような事業の実施など、子供とふれあう機会を設けるよう検討します。	検討段階であり、まだ実施に至っていない。
(11) その他	
人事異動に当たっては、職員の意思を尊重し、特に、夫婦共働き家庭等については、子育ての状況等に配慮します。	人事異動の際は、職員の意思や子育ての状況等を十分配慮した。